

# 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 職員旅費規程

令和元年 9月24日  
理 事 会 決 定

## 第 1 章 総 則

(目 的)

- 第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）の職員等（職員のほか、次条第1項各号に掲げるそれぞれの職員に準ずる当法人外の者を含む。以下本規程中において同じ。）に支給する旅費に関し基準を定めることを目的とする。
- 2 職員及び当法人より依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除き本規程による。

(出張命令等)

- 第2条 出張のための旅行は、次の区分による出張命令又は出張依頼によって行うものとする。
- (1) 特別職及び局長級の職員に対する出張命令は事務総長、部長級の職員に対しては局長級の職員、課長級の職員に対しては部長級の職員が、それぞれ行うものとする。それぞれに準ずる当法人外の者に対する出張依頼も同様とする。
- (2) 前号以外の職員に対する出張命令、又はこれに準ずる当法人外の者に対する出張依頼は課長級の職員が行うものとする。
- 2 前項に規定する出張命令等は、事前に口頭で行うものとする。

(旅費の支給)

- 第3条 職員等が出張した場合には、当該者に対し当該出張に係る旅費を支給する。ただし、業務の都合により、交通機関、宿泊施設又は旅行代理店等に対し、当法人より直接実費を支払うことができる。

(旅費の種類)

- 第4条 旅費の種類は、鉄道賃等の交通機関の料金、宿泊料、日当及びマイカー利用料とする。
- 2 鉄道賃等交通機関の料金についてはそれぞれの路程に応じて旅客運賃等により支給する。
- 3 宿泊料については、原則として、旅行中の夜数（ただし、航空旅行における機中泊は除く。）に応じて別表1、2の宿泊料基準額を上限に宿泊の手配をするものとし、当該宿泊施設又は旅行代理店等に対し、当法人より直接実費を支払う。
- 4 日当は、外国旅行中の日数に応じ、1日当たり別表2の定額により支給する。

- 5 マイカー利用料は、マイカー利用を許可された場合において、それぞれの経路に応じてガソリン代金及び有料道路利用料を支給する。なお、マイカーに同乗する者については、その同乗に係る路程部分につき交通機関の料金を支給しない。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、原則として、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現に旅行した経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、利用する交通機関又はマイカーの路程により当日の出発又は当日の到着が困難な場合には、その1日をこれに含むことができる。

- 2 旅行中における年度の経過又は職務の変更等があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

(旅費の区分及び種類)

第7条 旅費には、国内旅行及び外国旅行の旅費とする。

- 2 外国旅行は、国内と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

## 第 2 章 旅 費

(旅 費)

第8条 国内旅行の旅費を普通旅費と日帰り旅費とに区分する。

- 2 普通旅費は、原則として往復200km以上の地域において、なおかつ宿泊を伴う旅行の旅費とし、旅行に要する交通機関の料金又はマイカー利用料及び宿泊料とする。
- 3 前項以外は、日帰り旅費とし、旅行に要する交通機関の料金又はマイカー利用料のみを支給する。

(交通機関の料金)

第9条 鉄道賃は、旅客運賃及び次項の料金等による。

- 2 普通急行及び特別急行列車(新幹線を含む。)を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合はそれぞれ急行料金、特別急行料金を支給する。
- 3 その他の交通機関の料金は、次の各号に規定する運賃による。
- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合においては、以下に規定す

る運賃による。

ア 国内旅行の場合は、現に利用に要する運賃。

イ 外国旅行の場合は、次のとおりとする。

① 事務総長、副事務総長、その他特別職及び局長級の職員（それぞれに準ずる当法人外の者を含む。）については、ビジネスクラス適用の運賃とする。

② 部長級以下の役職にある者については、所要時間が原則8時間を超え、かつ当法人が認めた場合、ビジネスクラス適用の運賃とすることができる。

(2) 運賃の等級別の設けていない交通機関による旅行の場合においては、第5条の計算に基づく現に利用に要する料金。

(マイカー利用料)

第10条 マイカー利用料は、当法人があらかじめ認めた経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合のガソリン代及び有料道路利用料による。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現に旅行した経路及び方法によって計算する。

(随行旅行の旅費等)

第11条 会務の都合上、職員等が役員の随行を命ぜられた場合において、運賃の等級が異なることにより支障があると認められたときは、定められたその者の運賃をその等級にかかわらず、現に利用した上級（当該役員に係る運賃の等級と同一のもの）の運賃を支給することができる。

(赴任手当)

第12条 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所、若しくは居所から在勤地へ旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤地から新在勤地に旅行するときは赴任手当を支給することができる。

2 前項の手当支給及びその支給額は別に定める。

(帰任手当)

第13条 一定の条件を満たす職員が、当法人の退職に係る帰任に伴う移転のため、在勤地から採用時の住所等へ旅行するときは、帰任手当を支給することができる。

2 前項の手当支給及びその支給額は別に定める。

### 第 3 章 旅 費 の 調 整

(旅費の調整)

第13条 当法人は、旅行目的の性質上、又は出張先の実情、その他特別の事情により、本規

程による旅費の計算を妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

第14条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は平成26年6月6日から施行する。

附 則

本規程は平成27年1月23日から施行する。

附 則

本規程は平成28年9月29日から施行する。

附 則

本規程は平成29年3月24日から施行する。

附 則

本規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

本規程は令和元年10月1日から施行する。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
職員旅費規程に定める宿泊料基準額

別表1 (国内旅行)

区分	宿泊料基準額 (1夜につき)
事務総長、副事務総長、その他特別職及び局長級の職員	13,500 円
上記以外のもの	10,000 円

別表2 (外国旅行)

区分	地域区分	日当	宿泊料基準額 (1夜につき)
事務総長、副事務総長、その他特別職及び局長級の職員	指定都市	8,300 円	25,700 円
	甲地域	7,000 円	21,500 円
	乙地域	5,600 円	17,200 円
	丙地域	5,100 円	15,500 円
部長級及び課長級の職員	指定都市	7,200 円	22,500 円
	甲地域	6,200 円	18,800 円
	乙地域	5,000 円	15,100 円
	丙地域	4,500 円	13,500 円
上記以外のもの	指定都市	6,200 円	19,300 円
	甲地域	5,200 円	16,100 円
	乙地域	4,200 円	12,900 円
	丙地域	3,800 円	11,600 円

別表3 (外国旅行の地域区分)

1) 指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジェッダ、クウェート、リヤド及びアビジヤン	
2) 甲地方	イ) 北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
	ロ) 欧州地域	①ヨーロッパ大陸（但し、乙地方①に掲げる地域を除く。） ②アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリヤ諸島を含む。）
	ハ) 中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
3) 乙地方	指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（以下の①及び②を含むが、これに限られない。本邦を除く。） ①アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア ②インドシナ半島（タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ	
4) 丙地方	イ) アジア地域 (本邦を除く。)	アジア大陸（但し、乙地方②に掲げる地域を除く。）
	ロ) 中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
	ハ) 大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

	ニ) アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
	ホ) 南極地域	南極大陸及び周辺の島しょ